

請 願 審 査 資 料

○ 5年請願第 10 号

全ての子どもに健やかな育ちを保障することについて

○ 7年請願第 1 号

全ての子どもの健やかな育ちのための保育施策について

令和 7年 7月 29日

こども未来局

1 請願事項

(1) 5年請願第10号 全ての子どもに健やかな育ちを保障することについて (請願者:福岡市保育団体連絡会 外 11,235 人)

- ① 全ての子どもの保育施設において、職員配置基準の抜本的な改善をすること。
また、基準は、施設開所時間、適正な子ども集団の人数に応じて必要な人員を配置すること。
- ② 本市で育つ全ての子どもに、本市の責任で、格差のない保育環境をつくることに視点を置いた保育施策を進めること(全ての保育施設における基準を「認可保育所」と同等に)。
- ③ 全就学前児童の保育料無償化、給食の無償化を実施すること。
- ④ 他職と比べ格差の大きい職員の賃金と処遇を抜本的に改善すること。

(2) 7年請願第1号 全ての子どもの健やかな育ちのための保育施策について (請願者:福岡市保育団体連絡会 外 10,525 人)

- ① 全ての保育施設において、全ての職員配置基準の抜本的な改善をすること。
また、保育現場の実情を把握し、市独自の基準を設け、子どもにとって、安全、安心な環境の下での成長発達が保障されるよう、保育環境を早急に整えること。
- ② 劣悪な労働条件と職員処遇の改善の上、職員不足の抜本的な解決へ取組を進めること。
- ③ こども誰でも通園制度を拙速に進めないこと。

2 請願に対する現状と福岡市の考え方

(1) 職員の配置基準に関する請願事項

5年請願第10号 … ①

全ての子どもの保育施設において、職員配置基準の抜本的な改善をすること。また、基準は、施設開所時間、適正な子ども集団の人数に応じて必要な人員を配置すること。

7年請願第1号 … ①

全ての保育施設において、全ての職員配置基準の抜本的な改善をすること。また、保育現場の実情を把握し、市独自の基準を設け、子どもにとって、安全、安心な環境の下での成長発達が保障されるよう、保育環境を早急に整えること。

現 状

① 保育所等の職員配置基準

都道府県等や市町村が府省令に基づき、条例で定めることとされており、福岡市では、原則的に府省令どおりとして条例を定めている。

令和6年4月1日より、府省令が改正されたことに伴い、令和6年6月議会において本市関連条例を改正(府省令と同様の基準)。

また、国において、こども未来戦略(加速化プラン)で「2025年度以降、1歳児について保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める」と示された。

【令和6年度改正後職員配置基準】

区分	旧	改正後
3歳児	20:1	15:1
4・5歳児	30:1	25:1

〔公定価格(国)による主な加配〕

・ 1歳児配置改善加算(新規)

職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児に係る保育士

配置基準を1歳児5人につき1人により実施する施設に加算

1施設あたり 約1,199,280円/年(※90人定員 1歳児5人受入で試算)

・ 3歳児配置改善加算

3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算

1施設あたり 約1,798,920円/年(※90人定員 3歳児15人受入で試算)

・ 4・5歳児配置改善加算

4、5歳児に係る保育士配置基準を25人につき1人により実施する施設に加算

1施設あたり 約1,194,300円/年(※90人定員 4歳以上児25人で試算)

- ・ チーム保育推進加算

一定の経験年数を積んだ複数保育士のチームによる保育体制を行う保育所に加配できるように加算

(加算要件： 以下の全て満たす施設が対象)

- ① 必要保育士数を超えて保育士を配置
- ② キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備
- ③ 職員の平均経験年数が12年以上

※ 令和5年度～比較的規模の大きな保育所(※定員121人以上)について、4・5歳児の職員配置25:1が実現できるよう2人まで加配を可能とするよう加算拡充(令和4年度までは保育所の規模にかかわらず1人)

1施設あたり 約14,043,120円/年(※130人定員及び受入2人加配で試算)

[福岡市独自による主な加配]

- ・ 充実保育士雇用費 (令和6年度決算 2億7,968万円)

最低基準上の保育士配置基準が大きく変動する「0歳児」から「1歳児」、「2歳児」から「3歳児」について、児童が環境に適應するまでの期間(70日間)の非常勤保育士(2人分)を雇用するための経費を助成

1施設あたり 1,130,920円/年

- ・ 年休代替職員雇用費 (令和6年度決算 2,571万円)
- ・ 週休代替職員雇用費 (令和6年度決算 2億276万円)

請願に対する福岡市の考え方

保育士の配置基準については、保育制度の根本であり、本来、国の責任において検討され、制度改定されるべきものであると考えており、これまでも改善について国に要望を行ってきた。

引き続き、公定価格の加算制度などの積極的な活用を各施設に促すとともに、更なる保育現場の環境の向上に向け国に要望していく。

(2) 保育所施設等の基準に関する請願事項

5 年請願第 10 号 … ②

本市で育つ全ての子どもに、本市の責任で、格差のない保育環境をつくることに視点を置いた保育施策を進めること(全ての保育施設における基準を「認可保育所」と同等に)。

現 状

認可の保育所等として、認可保育所のほか、小規模保育事業などの地域型保育事業がある。職員配置や設備等の基準については、市町村が府省令に基づき条例で定めることとされていることから、福岡市では、当該条例制定以前に保育所等で福岡市独自に上乗せしていた項目等を除き、府省令どおりとして条例を定めている。

認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、所管であるこども家庭庁発出の「企業主導型保育事業等の実施について」(別添)企業主導型保育事業補助金実施要綱に定められている。

また、企業主導型保育施設以外の認可外保育施設は、こども家庭庁発出の「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(別添)認可外保育施設指導監督基準に定められている。

請願に対する福岡市の考え方

小規模保育事業などの地域型保育事業の職員配置や設備等の基準については、府省令が、国の子ども・子育て会議における議論を経て、認可保育所の基準を踏まえつつ、各事業の特性も考慮しながら、質の確保を図るものとして定められているものである。

企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、こども家庭庁が定める実施要綱等に基づき実施されており、認可保育所と同等の基準で運営されているものと考えている。

また、企業主導型保育施設を含む認可外保育施設すべてに対し、国から示されている「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否か確認するために、立入調査を行うなど、指導監督を実施している。

※参考資料1「各保育施設の設備等の基準」

(3) 保育料や副食費に関する保護者負担軽減策に関する請願事項

5年請願第10号 … ③

全就学前児童の保育料無償化、給食の無償化を実施すること。

現 状

保育所等の保育料については、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、令和元年10月から無償化されている。

なお、0～2歳児の無償化対象外世帯の保育料については、保護者の市町村民税額に応じた徴収基準額が国により定められており、低所得世帯やひとり親世帯等の要保護世帯に対する減免措置も設けられている。

これに加え、福岡市では市独自の取組みとして、国の徴収基準額から20%相当額を減額した保育料体系としていることに加え、多子世帯への負担軽減策として、令和5年4月から、第2子以降の保育料を所得制限などの要件を設けず無償化している。

また、副食費についても、国により低所得世帯等(年収360万円未満相当)の子どもを対象とした免除制度が設けられているほか、市独自の取組みとして、3歳から5歳までの第3子の副食費を免除する第3子優遇事業を行っている。

請願に対する福岡市の考え方

本来、幼児教育・保育の無償化は、すべての子どもたちが居住する場所に関わらず、全国どこでも等しく支援を受けられるべきであり、国の責任において実施されるよう、引き続き、国に要望していく。

福岡市としても、引き続き、子育て世帯の負担軽減に努めていく。

(4) 保育所職員の処遇改善に関する請願事項

5年請願第10号 … ④

他職と比べ格差の大きい職員の賃金と処遇を抜本的に改善すること。

7年請願第1号 … ②

劣悪な労働条件と職員処遇の改善の上、職員不足の抜本的な解決へ取組を進めること。

現 状

保育士の賃金については、国の公定価格等において、給与の改善が措置されており、平成25年度から令和6年度までの12年間で、約34%、月額約11万3千円の処遇改善に加え、技能・経験に応じた月額最大4万円の追加的な処遇改善が行われている。

また、令和7年度の予算で、福岡市保育協会補助金において、勤続手当など、職員の処遇改善に要する費用として約3億4千万円を上乗せするとともに、賃貸住宅に住む正規保育士に対する家賃の一部や奨学金返済について約4億円を助成している。

また、保育士の労働環境の改善等については、公定価格において、職員の加配に係る加算項目が設けられているほか、福岡市保育協会補助金において保育士の加配費用を市単費で助成するとともに、保育支援者の配置費用の助成や保育補助者の雇用費助成、保育業務のICT化の推進、保育帳簿等の簡素化などにより、保育士の業務負担軽減を図っている。

さらに令和7年度から新規事業として、臨床心理士・公認心理師が保育所等への訪問し、カウンセリングや相談等への対応を行うことで、保育士の精神的な負担軽減を図ることとしている。

請願に対する福岡市の考え方

保育士の賃金などその処遇については、福岡市保育協会補助金における職員の処遇改善に係る助成や、家賃助成、奨学金返済支援を行うとともに、保育士の更なる賃金改善などを含む公定価格の充実について、引き続き、国に要望していく。

また、保育士が保育現場で長く働きたいと思えるよう、ICTの活用促進や保育補助者の雇用費助成等により保育士の負担軽減に努めるとともに、保育所における優良取組事例などを周知するなど、保育士の処遇や労働環境の向上に向けた取り組みを推進していく。

※参考資料2「保育士等の処遇改善に関する制度」

(5) こども誰でも通園制度に関する請願事項

7 年請願第 1 号 … ③

こども誰でも通園制度を拙速に進めないこと。

現 状

「こども誰でも通園制度」は、就労要件を問わずに保育施設等を利用できる制度である。

この制度は、令和 5 年度における「未就園児の定期的な預かりモデル事業」、令和 6 年度における「本格実施を見据えた試行的事業」を経て、令和 6 年 6 月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和 7 年度以降、「児童福祉法」において、「乳児等通園支援事業」として位置付けられ、令和 8 年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となる。

福岡市においては令和 5 年度のモデル事業から当該制度に参加し、試行錯誤しながら、制度の構築を進めているところである。実施に際して、子育て支援の充実や保育士の負担軽減を図るため、利用時間を独自に拡充したうえで、利用方法を固定する「定期利用」に限定し、さらに、障がい児を受け入れた場合の補助金を国基準に上乗せするなど独自の取り組みを行っている。

請願に対する福岡市の考え方

「こども誰でも通園制度」は子ども・子育て支援法に基づく国の給付制度として令和 8 年度より全国一律に実施（本格実施）されるものであり、保育所・認定こども園・幼稚園等、多様な事業所の中から、受け入れ体制が整っている事業所を認可し、事業実施することとしている。

本格実施に当たっては、より良い制度となるようこれまでの成果や課題などの現場の声を国に伝えていく。